

正誤表（令和2年4月26日訂正）

印刷済み資料に誤記がみつかりましたので、既に配布済みに正誤表に追加して訂正いたします。

正誤箇所	誤	正
P.21 第19条	定時総会は、毎年会計年度終了後1箇月以内に開催する。	定時総会は、 <u>毎年度</u> 会計年度終了後1箇月以内に開催する。
P.24 第41条	(決算)	(<u>事業報告および決算</u>)
P.25 第46条2項	会長は、会員から前項記載の帳簿および書類について開示の請求があったときは、正当な事由なしにこれを拒むことはできない。	<u>前項記載の帳簿および書類の保存法については、書面によるもののほか電磁的記録によるものについても認めるものとする。</u>
P.25 第46条3項		<u>会長は、会員から前項記載の帳簿および書類について開示の請求があったときは、正当な事由なしにこれを拒むことはできない。</u>
P.13 第4号議案規約改正について	③第46条 重要書類の保存期間を10年に設定。	③ <u>第47条</u> 重要書類の保存期間を10年に設定。
P.18 2019年度ガーデン山子ども会（活動報告・会計報告）	収入の部 補助金（ラジオ体操） 1,100円 コスモ三ツ沢より	収入の部 <u>ラジオ体操補助金（三ツ沢小学校より）</u> 1,100円 コスモ三ツ沢分
P.18 2019年度ガーデン山子ども会（活動報告・会計報告）	収入の部 補助金（ラジオ体操） 2,400円 自治会より	収入の部 <u>ラジオ体操補助金（三ツ沢小学校より）</u> 2,400円 A班・B班分
P.24 第40条	本会の事業計画および予算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎年会計年度	本会の事業計画および予算は、会長が作成し、監事の監査を受け、 <u>毎年度</u> 会計年

	開始前に総会の承認を受けなければならない。	度開始前に総会の承認を受けなければならない。
P.24 第41条	本会の決算は、会長が事業報告した後、三役会および会計部が公益法人会計に準拠した方法で収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎年会計年度終了後1箇月以内に総会の承認を受けなければならない。	本会の決算は、会長が事業報告した後、三役会および会計部が公益法人会計に準拠した方法で収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎年度会計年度終了後1箇月以内に総会の承認を受けなければならない。
P.25 第46条	本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可および登記に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類そのた必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。	本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可および登記に関する書類、総会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、 <u>その他</u> 必要な帳簿および書類を備えておかなければならない。

以上